

個別約款  
(家庭用ガス温水床暖房料金あんしん  
ダブル料金契約)

2026年1月1日

びわ湖ブルーエナジー株式会社

## 目 次

|     |              |   |
|-----|--------------|---|
| 1.  | 用語の定義        | 1 |
| 2.  | 適用条件         | 1 |
| 3.  | 料 金          | 1 |
| 4.  | 割引制度         | 2 |
| 5.  | 精 算          | 3 |
| 6.  | 設置確認及び契約の解除等 | 3 |
| 7.  | 付帯サービス       | 4 |
| 8.  | 契約種別の変更      | 4 |
| 9.  | 需給契約の解約      | 5 |
| 10. | その他          | 5 |
|     | 付則           | 5 |
|     | (別 表)        | 6 |

## 1. 用語の定義

- (1) 「家庭用ガス温水床暖房料金あんしんダブル料金契約」とは、基本約款及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する需給契約をいいます。
- (2) 「家庭用ガス温水床暖房システム」(以下「床暖房」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により、床下に設置した配管に温水を供給して暖房を行うシステム（温風暖房を除く。）で、家庭の用に供するものをいいます。
- (3) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」(以下「浴乾」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により温水を供給して、浴室で暖房乾燥を行なうシステムで、家庭の用に供するものをいいます。
- (4) 「ガスコンロ」とは、エネルギー源としてガスを使用する、鍋、フライパンなどの炊事用具を直火で加熱することを目的とする調理用の機器であって、同時に複数の炊事用具を並行して加熱することができるものをいいます。
- (5) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (6) 「その他期」とは、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの8か月間をいい、「最大需要期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (7) 「付帯サービス」とは、「家庭用ガス温水床暖房料金あんしんダブル料金契約」に基づき、当社が、お客さまに対して、ガス供給に合わせて提供する本個別約款7に定めるサービスをいいます。

## 2. 適用条件

家庭用ガス温水床暖房を専用住宅又はガスマーターの能力（当該需要場所（ガスを使用する場所をいいます。）に2個以上のガスマーターを設置する場合にあっては、それらのガスマーターの能力の合計をいいます。）が10立方メートル毎時以下の併用住宅で、家庭用ガス温水床暖房システムを専用に、又は他の消費機器とともに利用する需要で、お客さまが基本約款の定めに従い、家庭用ガス温水床暖房料金あんしんダブル料金契約の申し込みをしていただき、当社が申し込みを承諾した場合に適用いたします。

## 3. 料 金

当社は、別表1の料金表（各料金表の基本料金及び基準単位料金（基本約款19の規定により調整単位料金を算定した場合は、調整単位料金））を適用してガス供給にかかる

料金を算定した額（以下「ガス供給相当額」といいます。）に、別表2の付帯サービス料金を加えた額を、各料金算定期間における料金といたします。ただし、付帯サービス料金は基本約款に基づく日割計算の対象外とします。なお、料金表の各料金は、消費税等相当額を含みます。

#### 4. 割引制度

- (1) 本個別約款を適用されているお客さまで、イの割引種別の適用条件を満たすお客さまに対しては、別表1の料金表に従い算定する額から1か月につき口の割引額を差し引いたものをガス供給相当額といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。

##### イ 割引種別

割引種別は次のとおりといたします。割引率は適用となる割引種別の割引率の合計といたします。

| 割引種別       | 適用条件  | 割引率    |
|------------|---|--------|
| ① 浴乾・ガスコンロ | 家庭用ガス温水床暖房料金契約の需要場所において浴乾およびガスコンロ（2口以上）を設置し、季節に応じ日常的に使用していること | 3パーセント |
| ② 電気       | 家庭用ガス温水床暖房料金契約の需要場所において大阪ガス株式会社との間で電気需給契約を締結し、利用していること        | 3パーセント |
| ③ 通信       | 家庭用ガス温水床暖房料金契約の需要場所において大阪ガス株式会社との間で固定通信契約を締結し、利用していること        | 3パーセント |

##### ロ 割引額

割引額=3に定める料金×イの割引率（1円未満の端数切り上げ）

- (2) 割引額（消費税等相当額を含んだ金額をいいます。以下、同じ。）の上限は、1契約1か月につき4,400円とします。割引額が4,400円を上回る場合は、4,400円といたします。
- (3) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社に申し込んでいただきます。
- (4) 割引制度を変更し、又は解除しようとするお客さまは、あらかじめその旨を当社に申し込んでいただきます。この場合において、割引制度の変更又は解除は、申込みを当社が承諾した日以降最初の検針日の翌日から適用します。
- (5) (4)の前段に規定する申込みをせずに浴乾・ガスコンロを取り外した場合又は大阪

ガス株式会社との間の電気需給契約・固定通信契約を解約した場合は、当社が当該機器を取り外したと認定する日又は当該契約を解約したと認定する日以降最初の検針日の翌日から割引制度を変更又は解除します。

## 5. 精算

- (1) 本個別約款2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、原則として、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の検針日までさかのぼって、一般料金あんしんダブル料金契約の遅収料金と既に料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。
- (2) 本個別約款4の割引制度を適用されているお客さままで、その適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、原則として、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の検針日までさかのぼって適用すべき条件に基づいて算定した家庭用ガス温水床暖房料金あんしんダブル料金契約の遅収料金と既に料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

## 6. 設置確認及び契約の解除等

- (1) 当社は、床暖房・浴乾・ガスコンロが設置されているかどうかを所定の確認書の提出又は住宅への立ち入りにより確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。確認書を提出いただけない場合や立ち入りを承諾していただけない場合、当社は、家庭用ガス温水床暖房料金あんしんダブル料金契約の申込みを承諾しない若しくは申し込まれた割引の適用を行わない、又は家庭用ガス温水床暖房料金あんしんダブル料金契約を解除する若しくは適用される料金種別・割引の見直しを行うこといたします。
- (2) 床暖房・浴乾・ガスコンロを取り外した場合又は大阪ガス株式会社との間の電気需給契約・固定通信契約を解約した場合は、直ちにその旨を当社へ通知していただきます。なお、床暖房を取り外した場合は、家庭用ガス温水床暖房料金あんしんダブル料金契約を解除し一般料金あんしんダブル料金契約に変更いたします。浴乾・ガスコンロを取り外した場合又は大阪ガス株式会社との間の電気需給契約・固定通信契約を解約した場合は、適用する割引を変更いたします。なお、当社は、大阪ガス株式会社との間の電気需給契約・固定通信契約のご契約状況等を大阪ガス株式会社に確認させていただく場合があります。
- (3) (1) または (2) に基づく解除日、料金種別又は割引の変更日は、当社が2又は4に定める適用条件を満たさなくなったことを覚知して以降最初の検針日といたします。

## 7. 付帯サービス

当社は、お客さまに対して、ガス供給と合わせて、以下の（1）、（2）および（3）の付帯サービスを提供いたします。なお、提供する付帯サービスの組み合わせは以下の通りといたします。

- ・（1）および（2）
- ・（2）および（3）
- ・（1）、（2）および（3）

### （1）ガス警報器の設置サービス

お客さまは、需給契約の期間中、当社の指定するガス警報器の中からご希望される機種のガス警報器をご利用いただけます。また、需給契約の期間中に、有効期限をむかえるガス警報器については、お客さまの立会いのもと有効期限内のガス警報器に交換いたします。なお、ガス警報器は、需給契約に基づく需要場所に設置いたします。サービス内容等は、別表4のとおりといたします。

### （2）駆けつけサービス

当社は、需給契約に基づく需給場所のうち住宅におけるガス機器修理の一次対応費用を無料で行います。サービスのご提供にあたり、作業内容を委託する場合があります。サービス内容等は、別表5のとおりといたします。

### （3）住宅用消火器の設置サービス

お客さまは、需給契約の期間中、当社の指定する住宅用消火器をご利用いただけます。また、需給契約の期間中に、有効期限をむかえる住宅用消火器については、お客さまの立会いのもと有効期限内の住宅用消火器に交換いたします。なお、住宅用消火器は、需給契約に基づく需要場所に設置いたします。サービス内容等は、別表6のとおりといたします。

## 8. 契約種別の変更

- （1）本個別契約に基づく需給契約から、付帯サービスが付帯しない別の需給契約に契約種別を変更する場合、基本約款16の規定にかかわらず、お客さまからの契約種別変更の申込書を当社が受領した日が月初から20日までの場合は翌月の定例検針日を、21日から月末までの場合は翌々月の定例検針日を変更日とし、変更後の契約種別の料金適用開始日は、変更日の翌日といたします。
- （2）本個別契約に基づく需給契約の料金適用開始日が属する月から2年以内の月に、上記の契約種別変更の申込みがあった場合、当社は、別表3に定める精算手数料を申し受けます。

## 9. 需給契約の解約

- (1) お客様は、基本約款9に基づき、あらかじめ当社または当社の指定店に通知することにより需給契約を解約することができます。また、お客様が別表4(9)、別表6(9)にかかげる事由に該当する場合には、当社から需給契約を解約するもしくは適用する契約種別の見直しを行うことがあります。
- (2) 本個別契約に基づく需給契約の料金適用開始日が属する月から2年以内の月に、需給契約が解約となる場合、当社は、別表3に定める精算手数料を申し受けます。ただし、転宅や閉栓により需給契約を締結する需要場所でのガスの供給を終了する場合を除きます。

## 10. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

## 付則

### 1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2026年1月1日から実施いたします。

(別表1)

料金表

(1) 適用区分

料金表A その他期のご使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B その他期のご使用量が20立方メートルを超える、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C その他期のご使用量が50立方メートルを超える、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D その他期のご使用量が100立方メートルを超える、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E その他期のご使用量が200立方メートルを超える、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F その他期のご使用量が500立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金表G 最大需要期のご使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表H 最大需要期のご使用量が20立方メートルを超える、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表I 最大需要期のご使用量が50立方メートルを超える、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表J 最大需要期のご使用量が100立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

ア 基本料金

|                |         |
|----------------|---------|
| ガスメーター1個につき1か月 | 694.36円 |
|----------------|---------|

イ 基準単位料金

|            |         |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 159.95円 |
|------------|---------|

② 料金表B

ア 基本料金

|                |           |
|----------------|-----------|
| ガスメーター1個につき1か月 | 1,051.25円 |
|----------------|-----------|

イ 基準単位料金

|             |               |
|-------------|---------------|
| 1 立方メートルにつき | 1 4 2 . 1 1 円 |
|-------------|---------------|

③ 料金表C

ア 基本料金

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| ガスメーター1個につき1か月 | 1 , 1 6 0 . 7 4 円 |
|----------------|-------------------|

イ 基準単位料金

|             |               |
|-------------|---------------|
| 1 立方メートルにつき | 1 3 9 . 9 2 円 |
|-------------|---------------|

④ 料金表D

ア 基本料金

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| ガスメーター1個につき1か月 | 1 , 2 7 3 . 8 0 円 |
|----------------|-------------------|

イ 基準単位料金

|             |               |
|-------------|---------------|
| 1 立方メートルにつき | 1 3 8 . 7 9 円 |
|-------------|---------------|

⑤ 料金表E

ア 基本料金

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| ガスメーター1個につき1か月 | 1 , 9 2 5 . 6 5 円 |
|----------------|-------------------|

イ 基準単位料金

|             |               |
|-------------|---------------|
| 1 立方メートルにつき | 1 3 5 . 5 3 円 |
|-------------|---------------|

⑥ 料金表F

ア 基本料金

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| ガスメーター1個につき1か月 | 3 , 0 0 5 . 2 8 円 |
|----------------|-------------------|

イ 基準単位料金

|             |               |
|-------------|---------------|
| 1 立方メートルにつき | 1 3 3 . 3 7 円 |
|-------------|---------------|

⑦ 料金表G

ア 基本料金

|                |               |
|----------------|---------------|
| ガスメーター1個につき1か月 | 6 9 4 . 3 6 円 |
|----------------|---------------|

イ 基準単位料金

|             |               |
|-------------|---------------|
| 1 立方メートルにつき | 1 5 9 . 9 5 円 |
|-------------|---------------|

⑧ 料金表H

ア 基本料金

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| ガスメーター1個につき1か月 | 1 , 0 5 1 . 2 5 円 |
|----------------|-------------------|

イ 基準単位料金

|             |               |
|-------------|---------------|
| 1 立方メートルにつき | 1 4 2 . 1 1 円 |
|-------------|---------------|

⑨ 料金表 I

ア 基本料金

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| ガスメーター1個につき1か月 | 2 , 3 0 2 . 7 3 円 |
|----------------|-------------------|

イ 基準単位料金

|             |               |
|-------------|---------------|
| 1 立方メートルにつき | 1 1 7 . 0 8 円 |
|-------------|---------------|

⑩ 料金表 J

ア 基本料金

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| ガスメーター1個につき1か月 | 2 , 3 0 3 . 4 3 円 |
|----------------|-------------------|

イ 基準単位料金

|             |               |
|-------------|---------------|
| 1 立方メートルにつき | 1 1 7 . 0 7 円 |
|-------------|---------------|

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金(基準単位料金に毎月変動する平均原料価格で調整した料金)といたします。

(別表2)

付帯サービス料金

(1) 料金表(2023年7月1日以降に本個別約款2に定める契約の申し込みをしていたお客様)

① 電源式警報器を設置する場合

ア ガスCO火災警報器(大阪ガス製型番:101-0207、101-0208、101-0503、101-0506)

|                |      |
|----------------|------|
| ガスマーター1個につき1か月 | 392円 |
|----------------|------|

イ ガスCO警報器(大阪ガス製型番:101-0105、101-0106)

|                |      |
|----------------|------|
| ガスマーター1個につき1か月 | 336円 |
|----------------|------|

② 電池式警報器を設置する場合

ア ガスCO火災警報器(大阪ガス製型番:101-0703、101-0803)

|                |      |
|----------------|------|
| ガスマーター1個につき1か月 | 421円 |
|----------------|------|

イ ガスCO警報器(大阪ガス製型番:101-0601)

|                |      |
|----------------|------|
| ガスマーター1個につき1か月 | 382円 |
|----------------|------|

③ 住宅用消火器を設置する場合

ア 住宅用消火器(型番:MVF1HAR)

|                |      |
|----------------|------|
| ガスマーター1個につき1か月 | 298円 |
|----------------|------|

④ 電源式警報器、住宅用消火器を設置する場合

ア ガスCO火災警報器(大阪ガス製型番:101-0207、101-0208、101-0503、101-0506)、

住宅用消火器(型番:MVF1HAR)

|                |      |
|----------------|------|
| ガスマーター1個につき1か月 | 679円 |
|----------------|------|

イ ガスCO警報器(大阪ガス製型番:101-0105、101-0106)、

住宅用消火器(型番:MVF1HAR)

|                |      |
|----------------|------|
| ガスマーター1個につき1か月 | 623円 |
|----------------|------|

⑤ 電池式警報器、住宅用消火器を設置する場合

ア ガスCO火災警報器(大阪ガス製型番:101-0703、101-0803)、

住宅用消火器(型番:MVF1HAR)

|                |      |
|----------------|------|
| ガスマーター1個につき1か月 | 708円 |
|----------------|------|

イ ガスCO警報器(大阪ガス製型番:101-0601)、

住宅用消火器(型番:MVF1HAR)

|                |      |
|----------------|------|
| ガスマーター1個につき1か月 | 669円 |
|----------------|------|

(2) 料金表（2023年6月30日以前に本個別約款2に定める契約の申し込みをしていただいたお客さま）

① 電源式警報器を設置する場合

ア ガスCO火災警報器（大阪ガス製型番：101-0207、101-0208、101-0503、101-0506）

|                |      |
|----------------|------|
| ガスマーター1個につき1か月 | 367円 |
|----------------|------|

イ ガスCO警報器（大阪ガス製型番：101-0105、101-0106）

|                |      |
|----------------|------|
| ガスマーター1個につき1か月 | 314円 |
|----------------|------|

② 電池式警報器を設置する場合

ア ガスCO火災警報器（大阪ガス製型番：101-0703、101-0803）

|                |      |
|----------------|------|
| ガスマーター1個につき1か月 | 393円 |
|----------------|------|

イ ガスCO警報器（大阪ガス製型番：101-0601）

|                |      |
|----------------|------|
| ガスマーター1個につき1か月 | 357円 |
|----------------|------|

（別表3）

精算手数料

本個別約款に基づく需給契約の変更または解約があった場合において、個別約款8または9の定めにより当社が申し受ける精算手数料は以下のとおりです。

|                  |        |
|------------------|--------|
| 料金適用開始月から2年以内の場合 | 3,520円 |
|------------------|--------|

（別表4）

ガス警報器の設置サービス

- (1) 当社は、本個別約款に基づく需給契約の成立後、料金適用開始日までにガス警報器を設置いたします。
- (2) ガス警報器の設置については需給契約に基づく需要場所につき、1台に限り設置できるものといたします。
- (3) 需給契約の期間中、設置したガス警報器が正しく動作しない場合は、無償で修理交換いたします。ただし、メーカー保証書記載の免責事項に該当する場合は、この限りではなく、警報器の作動等に関する当社のお客さまに対する責任は、メーカー保証書の範囲に限定されるものといたします。
- (4) ガス警報器の有効期限は、メーカー保証書またはガス警報器本体に記載のとおりとします。

- (5) 需給契約の期間中に有効期限をむかえるガス警報器については、お客様の立会いのもと有効期限内のガス警報器に交換いたします。
- (6) ガス警報器の設置位置をご自分で変更することは絶対におやめください。設置位置変更をご希望されるときは、当社までご連絡ください。この場合有料で位置を変更いたします。
- (7) 設置するガス警報器は当社に所有権があります。従って第三者への譲渡、転貸など、当社の所有権を害するおそれのある行為はお断りします。
- (8) 第三者の強制執行、仮処分等当社の所有権が害されるおそれがある場合には、直ちに当社に連絡するとともに、ガス警報器は当社の所有物であることを主張して第三者の行為を排除していただきます。
- (9) 需給契約の期間中に、お客様に次の1つにでも該当する事由が生じたときは、当社は需給契約を解約するもしくは適用する契約種別の見直しを行う場合があります。
  - ① ガス警報器を滅失・毀損し、もしくは紛失したとき。
  - ② 上記(6)～(8)までの定めに違反したとき。
  - ③ 設置するガス警報器の電源方式または検知機能の変更にともないガス警報器の交換を実施したとき。
  - ④ 有効期限到来後4か月を経過してもお客様の立会いのもと有効期限内のガス警報器に交換できない場合。
- (10) お客様の転宅等により需給契約が解約となった場合、ガス警報器は原則として当社にて回収させていただくこととし、お客様は回収に協力するものとします。なお、お客様のご承諾を得た上で、回収を行わない場合があります。
- (11) 当社は、本サービスに関する業務を円滑に進めるため、当社の業務代行店等に業務を委託することができるものとします。

(別表5)

駆けつけサービス

- (1) 本サービスのご利用開始時期は、本個別約款に基づく需給契約の締結またはガス警報器設置時に、一次駆けつけサービス券をお渡しした日からとし、その日以降、本サービスをご利用いただけます。
- (2) 本サービスのご利用終了時期は、需給契約が解約となった日までといたします。
- (3) 当社は、需給契約に基づく需給場所のうちお客様の住宅における給湯器・コンロ等ガス機器の修理にかかる一次対応費用を無料で行います。ただし、その住宅が賃貸住宅の場合は、お客様の持ち物のみを本サービスの対象とします。
- (4) 本サービスで無料となる一次対応費用は、基本料（出張費+故障診断料）・修理費見積り手数料・簡易手直し作業料とします。それぞれの定義および簡易手直し作

業の範囲は次のとおりとします。

<一次対応の対象範囲について>

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| 出張費       | 車両等でお客さま宅に訪問する費用     |
| 故障診断料     | 不具合事象を特定するための費用      |
| 修理費見積り手数料 | 修理実施時の費用見積り手数料       |
| 簡易手直し作業料  | 各種機器の簡易手直し費用 ※下表のとおり |

<簡易手直し作業の範囲について>

|           |   |
|-----------|---|
| 給湯器修理     | 使用説明および外観接続部の締め直しのみ                     |
| コンロ修理     | 使用説明および電池交換作業（電池代は別途有料）<br>バーナートップの位置直し |
| その他ガス機器修理 | 使用説明および外観接続部の締め直しのみ                     |

- (5) 本サービスにおいて故障の修理等の対応を完了した後に、当該対応を希望された原因事象の再発等の合理的な理由がないにもかかわらず、再度、同サービスの提供を依頼される場合など、当社および当社の委託事業者が対応できないと判断するものについては、本サービスの提供をお断りする場合があります。
- (6) 本サービスの提供時にお客さまのご要望に応じて、当社または当社の委託事業者より機器・設備の交換をご提案させていただく場合があります。
- (7) 地域、時間帯、作業内容（当社または当社の委託事業者が対応できないと判断した場合等）によっては、お客様の承諾を得た上で、当社の委託事業者以外の提携事業者またはメーカーを手配する場合があります。その際の一次対応費用は有料となります。
- (8) 本サービスの対応時間は、訪問約束時刻が別途当社ホームページに記載する時間内の出動分とします。規定時間外の対応は本サービスの対象外となり、一次対応についても有料となります。
- (9) 一次対応希望の連絡は、ご契約時にお客さまにお渡しする一次駆けつけサービス券に記載の電話番号へ別途当社ホームページに記載する受付時間内に連絡いただくものとします。

(別表6)

住宅用消火器の設置サービス

- (1) 当社は、本個別約款に基づく需給契約の成立後、料金適用開始日までに住宅用消火器を設置いたします。
- (2) 住宅用消火器の設置については需給契約に基づく需要場所につき、1台に限り設置できるものといたします。
- (3) 需給契約の期間中、設置した住宅用消火器が正しく動作しない場合は、無償で修

理交換いたします。ただし、メーカー保証書記載の免責事項に該当する場合は、この限りではなく、住宅用消火器の作動等に関する当社のお客さまに対する責任は、メーカー保証書の範囲に限定されるものといたします。

- (4) 住宅用消火器の有効期限は、メーカー保証書または住宅用消火器本体に記載のとおりとします。
- (5) 需給契約の期間中に有効期限をむかえる住宅用消火器については、お客様の立会いのもと有効期限内の住宅用消火器に交換いたします。
- (6) 需給契約の期間中に、火災が原因で住宅用消火器をご利用された場合は、無償で交換いたします。
- (7) 設置する住宅用消火器は当社に所有権があります。従って第三者への譲渡、転貸など、当社の所有権を害するおそれのある行為はお断りします。
- (8) 第三者の強制執行、仮処分等当社の所有権が害されるおそれがある場合には、直ちに当社に連絡するとともに、住宅用消火器は当社の所有物であることを主張して第三者の行為を排除していただきます。
- (9) 需給契約の期間中に、お客様に次の1つにでも該当する事由が生じたときは、当社は需給契約を解約するもしくは適用する契約種別の見直しを行う場合があります。
  - ① 住宅用消火器を滅失・毀損し、もしくは紛失したとき。
  - ② 上記(6)～(8)までの定めに違反したとき。
  - ③ 住宅用消火器の更新に応じていただけないとき、もしくは、有効期限をむかえる住宅用消火器が、有効期限到来後4か月を経過してもお客様の立会いのもと有効期限内の住宅用消火器に交換できない場合。
- (10) お客様の転宅等により需給契約が解約となった場合、住宅用消火器は原則として当社にて回収させていただくこととし、お客様は回収に協力するものとします。なお、お客様のご承諾を得た上で、回収を行わない場合があります。
- (11) 当社は、本サービスに関する業務を円滑に進めるため、当社の業務代行店等に業務を委託することができるものとします。